

日時: 令和8年5月19日(火)10:00~11:00  
場所: 複合型サービスすずらん デイルーム  
参加者: 9名

小仙波町1丁目自治会 2名  
地域包括支援センター中央ひがし 1名  
利用者 1名  
利用者家族 1名

複合型サービスすずらん  
代表取締役 三橋 真由美  
管理者 中村 綾子  
介護支援専門員 茂山 明代  
マネージャー 三橋 恒祐

## 1. 報告事項

・ご利用様状況  
3月末ご利用者数 29名/29名 平均介護度2.97  
4月末ご利用者数 29名/29名 平均介護度3.00

・サービス利用状況 (4月)  
通い406 泊り139 訪問介護385 訪問看護104

## 2. 活動報告

・令和8年4月より加算の変更、追加が決定しました。4月分(5月請求)より請求単位が変わります。

内容は次のとおりです。

《変更》

総合マネジメント体制強化加算Ⅱ 800単位/月 → 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ 1200単位/月

《追加》

生産性向上推進体制加算Ⅱ 10単位/月

また、令和8年6月の臨時介護報酬改定による処遇改善加算の加算額が決定いたしました。

「看護小規模多機能」では、

処遇改善加算Ⅰ 14.9%

から

処遇改善加算Ⅰロ 17.7%

に変更になります。

・複合型サービスすずらんの人員についてご説明します。  
介護士は常勤換算12.2名で指定基準を満たしています。  
看護師は常勤換算3.6名で指定基準を満たしています。  
社会的に介護士不足が懸念されていますが、現状すずらんでは問題なく運営できております。

- ・運営推進会議規定読み合わせ  
※別紙

### 3.ご要望等

- ・小仙波町1丁目自治会長様より  
防犯カメラの設置はされていますか。事件も多いため、市でも防犯カメラの設置に力を入れているようです。  
代表取締役三橋より→建物の建て替え等の見通しから設置してこなかったが考えます。
- ・ご家族様より  
義母(ご利用者様)がすずらん開所よりお世話になっており助かっています。
- ・ご利用者様より  
不満なく過ごせています。
- ・地域包括支援センター様より  
昨年と変わらず9名体制となっています。PTが増えたのでなにかあればご相談ください。
- ・次回開催予定  
7/14(火) 10:00～11:00

## 複合型サービスすずらん運営推進会議規定

### (運営推進会議の目的)

第1条 複合型サービスすずらん(以下、「すずらん」という)の運営にあたっては、利用者、家族、地域住民との自発的な連携により地域との交流を図る上で、地域に密着した運営ができるようにする。利用者、家族、地域にすずらんの活動を明示し、助言を得ると共に、利用者、家族、及び地域との橋渡し役を目的として、運営推進会議を設置する。

### (運営推進会議の構成)

第2条 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市町村又は地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される。

### (運営推進会議の任期)

第3条 運営推進会議の任期は、原則1年とする。但し再任を妨げない。

### (運営推進会議の開催回数)

第4条 概ね2ヶ月に1回開催する。

### (運営推進会議の内容)

第5条 すずらんは、運営状況を運営推進会議に報告する。運営推進会議は、これについて必要に応じて助言等をする機会を持つ。また、地域との交流促進のための協力も行う。

### (運営推進会議の議事の開示)

第6条 すずらんは、運営推進会議での報告、評価、要望、助言について記録を作成すると共に、この記録をホームページ等で公表する。

### (運営推進会議の議事)

第7条 運営推進会議の準備及び議事進行については、すずらんが行う。

### (その他)

第8条 この規定に定めることのほか、必要な事項については、運営推進会議の場で協議して定めることとする。

附則 この規定は、令和8年4月1日から施行する。